

北欧諸国の資産課税

野田裕康

はじめに

高齢社会の進展に伴い、わが国でも雇用や介護の分野において、北欧諸国型福祉国家観の研究が多様に台頭してきている。本稿では、平成30年度駿河台大学特別研究助成による研究プロジェクト「日本と北欧諸国における社会経済文化的側面の総合的比較研究」(研究代表者：大森一宏)をうけて、北欧の資産に対する租税政策をサーベイし、税制比較・分析¹を行う。

まず考察の対象範囲として、北欧諸国はデンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン、の四か国とし、資産に対する課税²は土地保有課税(我が国の固定資産税に相当)、相続・贈与税、そして富裕税(純資産税)に焦点を当てている。

第1章 北欧諸国の経済状況

外国の資産課税を論ずる場合、資産の帰属先(資産所有者)は法人と個人では対応が異なるのが一般的であり、さらに、有形無形の移動性資産は、その所属地(保有場所)の税務当局に徴収権が発生する(居住地国課税)だけでなく、帰属先にも課税権が及ぶ(源泉地国課税)のが通例である。すなわち、高額所得者や有名企業の国外移転問題は、もはや自国の課税問題だけでなく、マネーロンダリング対策としても深刻になってきていることから、いわば国際的な富裕層に対する国際的資産課税の是非が問われるようになってきているのである。

まず、法人に関しては、グローバル企業の課税逃れが顕著となってきたリーマンショック以降、2012年にOECD租税委員会がBEPSプロジェクトを立ち上げてCFC税制³を提言した。その後2015年の最終報告では、租税

条約の権限を強化させて相互協議（MAP）を結び、ミニマムスタンダードとしての二重課税の防止に貢献させるべく、監視と協力を呼び掛けており、北欧諸国ではスウェーデンとノルウェーが強制的拘束的仲裁規定を導入することを宣言⁴している。

つぎに、個人に関して、一般に知られている北欧諸国の高福祉高負担は、国民の合意に基づくとされることが多い。その結果、世界トップレベルの充実した福祉制度は、これまで多くの国々から参考にされ、先駆モデルとなってきた。その一方で、いわゆる租税負担率、及び、社会保障費を含めた国民負担率の国際比較でも、これら北欧諸国の負担率は極めて高いことが知られている。ここで明確にしておかねばならない点は、本質的に高福祉の部分と高負担の部分に応益原則が完全に妥当するかどうかということが挙げられよう。再分配の価値基準が財政主導（政治）ではなく、国民主導であるとするならば、ここには歳出（公的サービス）としての人口（社会的所得分布）と、歳入（税及び社会保障）としてのGDP規模（経済）に合理的な説得力が必要であろう。

〈表1〉は北欧4国と日本の経済財政データをまとめたものである。これより人口規模やGDPではスウェーデンが抜きんでており、一人当たりGDPではノルウェーが、失業率ではフィンランドが突出している。財政ではデンマークが租税負担率では高いものの、社会保障負担では極端に低い数字である。

そもそも北欧の地方財政においては、市町村（基礎自治体）の役割権限が大きい。例えば、スウェーデンでは、地方財源（市町村部分）で約7割が地方税収（地方所得税）に依存しており、国税としての所得税納税者は高所得層のみである。一般医療や母子保健は市町村が歳出の9割⁵をまかなっている。こういったことから北欧諸国の高負担に対する国民の応益性に合理的な説得力があると議論されているのである。

そこで次章以下は資産課税という応能原則に基づく再分配の実態を分析する。すなわち、資源配分ではなく高所得者への課税の公平性が北欧諸国でどのように行われているのか、を考察していく。

北欧諸国の資産課税

表 1 北欧諸国と日本の経済・財政データ比較

比較データ ¹⁾	DNK	FIN	NOR	SWE	JPN
人口 ²⁾ (万人)	578	550	526	1,022	12,632
面積(万km ²)	4.3	33.8	38.6	45.0	38.0
県(州)	5	無	19	25	47
首都人口(万人)	59.5	62.4	63.4	78.9	927
市町村	98	342 ⁵⁾	434	291	約1,700
GDP ³⁾ (百万\$)	325,556	252,753	398,832	535,615	4,873,202
GDP/1人(\$)	56,631	45,927	75,389	52,952	38,449
経済成長率	1.0%	3.0%	1.4%	2.1%	1.7%
失業率	6.2%	8.6%	4.0%	6.7%	2.9%
租税負担率 ⁴⁾	64.5%	45.1%	36.0%	51.8%	25.4%
社会保障負担率 ⁵⁾	1.4%	18.6%	13.5%	5.1%	17.2%
総税収/1人 ⁶⁾ (\$)	24.5	19.1	27.3	22.2	12.0
資産課税/総税収 ⁷⁾	4%	3%	3%	2%	8%

出所：OECD統計、外務省・財務省HPその他より作成

¹⁾2017年基準 ²⁾2018年時点 ³⁾名目 ⁴⁾2015年時点

⁵⁾2010 ⁶⁾OECD Tax Revenueより算出 ⁷⁾OECD Tax Structures (2016)

第2章 OECD統計からみた北欧諸国の資産課税の特徴

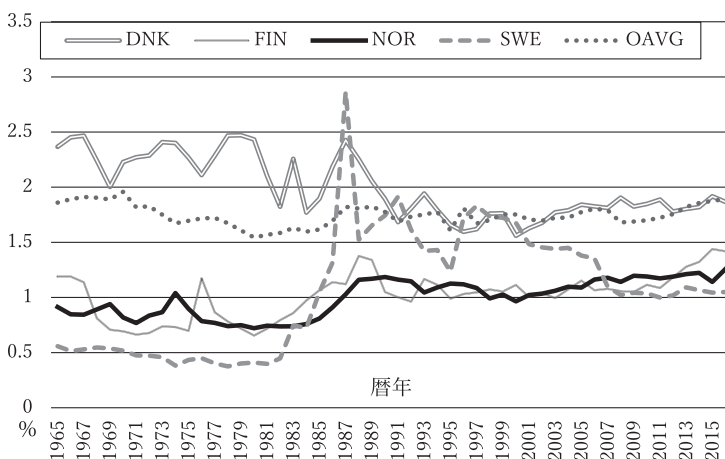
北欧諸国の資産課税を考察する場合、まず、これらの国々で現在実施されている二元的所得税(以下DIT)について確認しておく必要がある。DITとは、勤労所得は累進課税し、資本所得(金融所得を含む)は分離比例課税するもので、資本所得税率が勤労所得限界税率よりも低率であるという特徴を有している。SHS概念に基づく総合所得課税制度から離れたDITは、1990年代の新しい先駆的な北欧税制として注目され、その課税の本質はライフサイクルからの公平性を重視したものであった。資産(モノ)で稼いだ所得と、労働(ヒト)で稼いだ所得を厳然と区別することは、課税当局にとって富裕層に対するリスクを配慮した効果的な租税裁定の抑制として

評価できよう。

図1は北欧4か国の資産課税税収を対GDP比でみたものである。このデータからOECD平均(OAVG)と比べると、デンマークの高い税負担と、スウェーデンの課税徴収の不安定性が見て取れる。

デンマークは、2015年時点で租税負担率がOECD内一位にあり、さらに1980年代以降では、総税収の対GDP比が40%を恒常的に超えてOECD内で首位⁶を維持していた。消費税率25%には軽減税率も設定されていない国である。にもかかわらず国民の満足度(幸福度)でトップにランキングしている。その理由を高福祉高負担だけで結論づけることには疑問が残ろう。確かに、相対的に低い社会保障費は租税で代替⁷しているからでもあるが、デンマークはDITを世界で最初に導入した国である。そして当初はDITが不完全であったために、1994年税制改革で新たに社会保障税も導入し、相対的に資本所得の低さ⁸が目立つようになった。また、デンマークは1970年と2007年に大幅な市町村合併を行い、約1,500あった市町村を98まで再編したことも財政的に貢献していると言えよう。

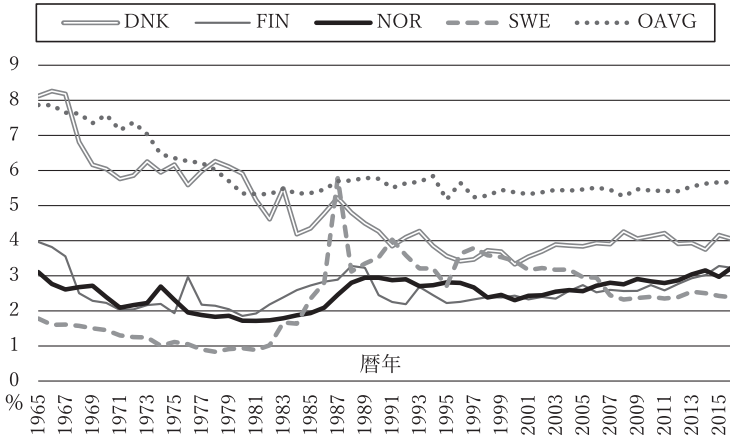
また、スウェーデンはデンマークと共に他のOECD諸国と比べて所得格差の拡大が早かった点⁹で共通している。さらにスウェーデンでは地方税



出所：OECD統計より作成

図1：北欧諸国の資産課税税収推移(対GDP比)

北欧諸国の資産課税



出所：OECD統計より作成

図2：北欧諸国の資産課税収推移（対総税収比）

や社会保険料も国税庁が徴収するほど一元化が進んでいる。他方で、フィンランドとノルウェーの資産課税の割合はOECD平均を下回っている。図2参照。

第3章 富裕税

OECD分類で4200番の経常純資産税、すなわち、金融資産と実物資産にネットて課税する富裕税は北欧諸国の中でノルウェーだけが課税している。デンマークは1997年、フィンランドは2006年、スウェーデンは2007年に富裕税を廃止した。

このなかでもデンマークは1980年代後半に限界税率で2.2%の富裕税¹⁰を課しており、これは資産収益率を6.6%と仮定した場合、資産所得税としては33.3%の税率になる。このように高い富裕税税率は資産保有者への心理的影響が大きいことから、デンマークはその後段階的に税率を引き下げたのである。但し、デンマークでは現在も資産申告義務が残っている¹¹。

スウェーデンの場合も、税率が1980年代に1.5%～4%¹²の累進課税であったのを、1992年に1.5%の比例税に変更した。しかしHenrekson/

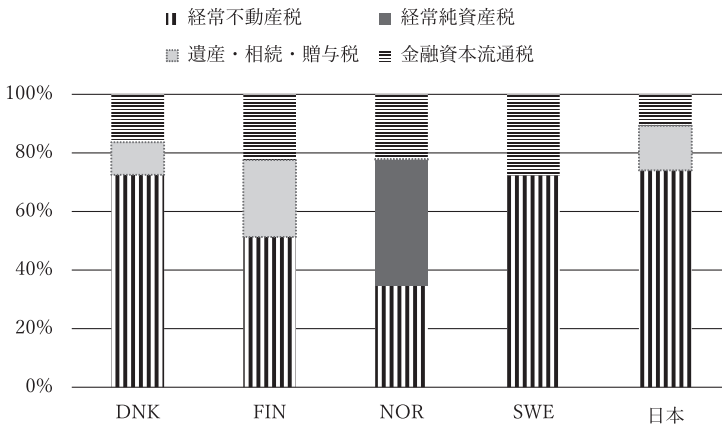
Rietz (2014) は、その後も当局により2000年代初頭で国外流出した資産額が5,000億SEKを超えていたことが判明し、これが廃止の主な動機であるとの指摘¹³を紹介している。すなわち、2001年から2006年の間に家計資産が60%増大したにもかかわらず、富裕税税収は84億SEKから48億SEKに減少した事実が大きいであろう。

ノルウェーでは、財務省の2015年度報告書で、近年（1997年～2014年）の富裕税の動向として、納税者割合が約30%台から約10%台へ減少したこと、及び、平均納税額が約5,000NOKから約20,000NOKへと増大したことを指摘する。税率は2017年で0.85%となっている。〈表2〉参照

表2：ノルウェーの富裕税税率（2019年）

	資産額 (SEK)	市町村	国
税クラス 0	0	0.7%	0%
税クラス 1	0～150万	0%	0%
税クラス 1	150万以上	0.7%	0.15%

出所：The Norwegian Tax Administration (<https://www.skatteetaten.no/en/rates/wealth-tax/?year=2019#rateShowYear>) 2019/06/17参照



出所：OECD統計より作成

図3：北欧諸国の資産課税内訳比率（2017年）

不動産の評価に関しては市場価格で課税されるが、居住している場合は25%評価となり、その他農林業や発電所など減免措置が講じられている。

北欧諸国の富裕税税収はGDP比で1960年代後半と比べて現在（もしくは廃止時）は減少¹⁴しているが、ノルウェー（2015年：約0.5%）のみ微増傾向にある。

また、富裕税の個人控除額（現行もしくは廃止時点）で比較¹⁵すると、フィンランドは25万€、スウェーデンは16.6万€、ノルウェーは15.8万€であった。

第4章 土地保有課税

土地保有課税はその課税対象や非課税の実態が国によりかなり異なるため、正確な国際比較が難しい税である。

デンマークの土地保有課税は、他の3国と比べると課税対象が広く複雑な点に特徴がある。例えば、税率は地価の1.6%-3.4%、販売価格もしくは公的評価で高い方にかかる不動産移転税率は0.6%（100DKK切り上げ）、また、1440DKKの登録手数料は所有者の義務となる。さらにデンマークでは持ち家への家屋税（property value tax）もある。これは国外資産にも課税される税率1%（3,040,000DKK迄）、又は3%（3,040,000DKK超）の税¹⁶で、2007に国税化されている¹⁷。2016年の税収は北欧諸国の中では多く、OECD平均（GDP比で約1%強）以上であることから、デンマークにとって土地保有課税は重要な財源といえよう。但し、総税収に占める土地保有課税の割合は北欧諸国4国いずれもOECD平均（5.6%）以下である。

スウェーデンの土地保有課税は、1980年代に州税の参加や補助金制度など大幅な改革が行われ、逆に1990年代には簡素化と税率変更が見られた。2008年に国税から地方税に移譲し、現在は使用料として徴収している。これらの改革理由は財政上だけでなく公平中立という課税原則的な目的¹⁸であるとされている。税率として見ると2019年では課税評価の0.3%又は0.75%（取得後5年間の優遇措置あり）であるが、使用料として見ると1,337SEK以下又は7,812SEK以下となっている。

ノルウェーにとって土地保有課税は2016年税収がGDP比で0.5%未満と小さく、税率も0.02%~0.07%で、課税していない市町村もある¹⁹。不動産評価決定は10年ごとに行っている。しかしながら、富裕税の課税標準に土地保有課税を適用している市町村では、いわゆる別荘などで土地保有課税を免除するオプションも選択できる。このためノルウェーの場合、マクロ的に資産からの収入を比較する際は、土地保有課税に富裕税税収や配当も含まれている点に注意が必要であろう。さらにノルウェーでは土地保有課税に対して債務利子を無制限に控除できる仕組みまである。

フィンランドでは、2014年に土地保有課税の評価替えが行われており、2020年代までにすべての土地評価を時価へ統一する予定²⁰である。税率は0.41%~6%で、市町村の税率決定権も段階的に強化してきているが、平均所得が高い市町村ほど税率が低くなる傾向がみられ、また、税率が高いと国からの財政補助金にも影響してくる。農業や林業などの事業承継を保護するために、2017年より相続贈与税を改正した。

第5章 相続税

デンマークは、配偶者間で相続税・贈与税共に非課税である。2019年現在、295,300DKKを超える相続に対して、15%もしくは36.25%の相続税がある。贈与税は親子の場合65,700DKKまで非課税で、それを越えた場合は上記の税率となる。他人への贈与は最大51%の税率となる。GDPに占める総税収の割合が最も高いデンマークにおいても、相続税税収の割合は0.2%であり、大きくはない。

スウェーデンは1990年代より家族企業や富裕層の最高税率を引き下げていたが、2004年に廃止した。富裕層の国外流出と中所得層の実質的負担増、そして再分配効果や課税の公平性への批判、徴税コスト、課税の複雑性などが廃止理由²¹である。Bastani/ Waldenström (2018) は、アメリカとの比較で控除額が大きく異なること、さらにスウェーデンでは相続人の約3分の1が相続税を支払っているのに対し、アメリカでは不動産を所有していた死亡者の約0.2%が課税対象であったことを指摘²²している。

北欧諸国の資産課税

ノルウェーは2013年まで47万NOK以上の相続・贈与に対して6%～15%の相続税を課していたが、元来ノルウェーの相続税税収は小さかったため、また、この国の国民のジニ係数は一般的に低いとの指摘や、事業承継優遇などの目的から、2014年より廃止した。これは概ねスウェーデンの廃止理由と合致している。ノルウェー統計庁（SSB）によれば、2013年の1年間に340億NOKの相続・贈与に対して、税収は19億NOK、平均遺産額は135万NOKであった²³。

フィンランドの総税収に占める相続税税収の割合は0.2%でデンマークと同様である。しかし税率は、5万€から3,000万€までを親疎に応じて10%～19%、及び、25%～33%と区分しており、累進構造で大きく異なっている。農業や林業などの事業承継を保護するために、2017年より相続贈与税を改正した。贈与税非課税限度額を5,000€、相続税の最高税率を19%としたのである。

おわりに

北欧諸国は公共支出の水準が高いためにもともと民間貯蓄が少なかった。日本人の民間貯蓄割合の大きさと比べると、富裕税のインパクトは日本の方がより深刻となろう。さらに、例えば消費税率（北欧>日本）ばかりでなく、専業主婦率（北欧<日本）や、家族構成割合〔高齢者と子供同居割合〕（北欧<日本）など生活習慣の違いも、ライフサイクルから見れば税の介入に影響しているであろう。表1の北欧諸国の比較に日本も加えてはいるが、一人当たりの公的支出のような単なる経済規模の違いだけではなく、その他多様な国民生活に表れる要因もまた、個人資産の形成に影響を及ぼしている。このことを考えると、個人資産に対する課税の比較は、数字だけでは理解できない課税理論があるのかもしれない。古くは窓税が、近年では物品税など、保有（貯蓄）と消費の隙間を如何に税が埋めていくのか、また、相続や土地の役割をどのようにとらえるのか。大げさではあるが、資産が変化するかぎり、国や時代により税の役割も変わっていくことを、今回、北欧資産課税のサーベイ研究で改めて感じた。そして、でき

るだけ論点を絞ってサーベイを試みたつもりであるが、北欧4か国にも様々な資産課税上の特徴があり、そのうえ、文献資料にも国ごとに差異が見られたため、まとまりのない結果になってしまった。特に、資産課税の比較と言いながら、金融資産について考察することができなかった点は、今後の課題としたい。

注

- 1 日本とドイツの資産課税の比較については、野田（2015）を参照。
- 2 OECD（2018）：p. 14.
- 3 いわゆる外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）。わが国では租税特別措置法66条の6～9、及び、同法第40条の4～6。OECD（2015b）：p. 15.
- 4 OECD（2015b）：p. 41.
- 5 齊藤弥生（2012）：p. 61.
- 6 2017年にフランスが46.2%となったため首位の座は譲っている。OECD（2018b）：p. 2.
- 7 デンマークの国民年金はすべて租税を財源とする賦課方式を採用している。岩田克彦（2016）：p. 127.
- 8 KP Hagen/PB Sorensen, 馬場監訳（2001）：p. 67.
- 9 OECD（2018c）：p. 28.
- 10 K Jakobsen et al（2018）：p. 1.
- 11 PWC Worldwide Tax Summaries, <http://taxsummaries.pwc.com/ID/Denmark-Individual-Other-taxes>.（2019/07/15参照）
- 12 M Stenkula（2014）：p. 27.
- 13 M Henrekson/CD Rietz（2014）：p. 31. 原著はEdin, Hansson and Lodin 2005, p. 179.
- 14 OECDレベルでは、スイス（2015年：約1%）、フランス（2012年：約0.2%）、ルクセンブルグ（2015年：約2.5%）、スペイン（2008：約1%）が増大傾向にあり、これらの国は皆現状で富裕税課税国となっている。OECD（2018c）：p. 20.
- 15 OECD（2018c）：p. 81.
- 16 1998年7月1日以前に購入したものは控除がある。
- 17 江夏あかね（2013）：p. 121.
- 18 M Stenkula（2014）：p. 35.
- 19 2016年では全428市町村中、63市町村が土地保有課税を徴収していない。DET KONGELIUGE FINANSDEPARTEMENT（2017）：p. 15. 参照
- 20 C André/H Hwang（2018）：p. 13.

- 21 M Drometer et al (2018) : p. 53.
- 22 Bastani/ Waldenström (2018) : p. 49. 但しアメリカの相続税は遺産税型のため、単純な比較はできない。
- 23 SSB(2015) : Arveavgift (opphørt), 2013, [<https://www.ssb.no/arv/>] 2019/07/14参照

《参考文献》

- ・ Christophe André/Hyunjeong Hwang (2018) : Tax reform to support growth and employment in Finland, ECO/WKP (2018) 16, No. 1468, OECD.
- ・ DET KONGELIUGE FINANSDEPARTEMENT (2017) : The Norwegian tax system - main features and developments, Royal ministry of Finance Norway.
- ・ OECD (2015a) : BEPS ACTION 3 : STRENGTHENING CFC RULES, OECD Public Discussion Draft, 2015/05/12.
- ・ OECD (2015b) : Making Dispute Resolution Mechanisms More Effective, Action 14 2015 Final Report.
- ・ OECD (2018a) : Revenue Statistics 1965-2017 INTERPRETATIVE GUIDE.
- ・ OECD (2018b) : Revenue Statistics 2018.
- ・ OECD (2018c) : The Role and Design of Net Wealth Taxes in the OECD, OECD Tax Policy Studies No. 26, 2018.
- ・ Katrine Jakobsen/Kristian Jakobsen/Henrik Kleven/Gabriel Zucman (2018) : Wealth Taxation and wealth Accumulation : Theory and Evidence from Denmark, NBER Working Paper 24371.
- ・ Magnus Henrekson/Gunnar Du Rietz (2014) : The Rise and Fall of Swedish Wealth Taxation, Nordic Tax Journal 2014 : 1, DOAJ.
- ・ Magnus Henrekson/Daniel Waldenström (2014) : Inheritance Taxation in Sweden, 1885-2004 : The Role of Ideology, Family Firms and Tax Avoidance, IFN Working Paper No. 1032, Research Institute of

Industrial Economics.

- ・ Marcus Drometer/Marco Frank/Maria Hofbauer Pérez/Carla Rhode/ Sebastian Schworm /Tanja Stitteneder (2018) : Wealth and Inheritance Taxation : An Overview and Country Comparison, ifo DICE Report 2/2018, Vol. 16, ifo Institute.
- ・ Mikael Stenkula (2014) : Swedish Taxation in a 150-year Perspective, Nordic Tax Journal 2014 : 2, DOAJ.
- ・ Øyvind Bruer-Skarsbø (2015) : Behavioral Responses to the Norwegian Wealth Tax, University of Oslo.
- ・ Per-Olof Edin/Ingemar Hansson/Sven-Olof Lodin (2005) : Reformerad ägarbeskattning - Regeringen.se.
- ・ Skatter, avgifter og toll (2015) : Prop. 1 LS (2014-2015) BUDSJETT Å RET2015. Proposisjon til Stortinget.
- ・ Spencer Bastani/Daniel Waldenström (2018) : How Should Capital Be Taxed ? Theory and Evidence from Sweden, IZA DP No. 11475, IZA - Institute of Labor Economics.
- ・ 岩田克彦 (2016) : 「デンマークの年金制度」『年金と経済』Vol. 35 No. 1.
- ・ 江夏あかね (2013) : 「「デンマーク版道州制改革」と日本の地方債市場への示唆」『野村資本市場クォーターリー』2013Summer, 野村資本市場研究所
- ・ 齊藤弥生 (2012) : 「スウェーデンの社会保障制度における国と地方の関係」『海外社会保障研究』Autumn 2012 No. 180.
- ・ 野田裕康 (2015) : 「ドイツ資産課税の近年の動向について」駿河台経済論集第24巻第2号、駿河台大学
- ・ Kare Petter Hagen/Peter Birch Sørensen (1997) : Tax Policy in The Nordic Countries : 馬場義久監訳『北欧諸国の租税政策』「第二章小規模企業の所得課税—租税原則と北欧諸国の税制改革—」野田裕康訳、財団法人日本証券経済研究所、2001年